|  |
| --- |
| **大阪版デジタル人材シェアリング業務委託**  **に係る企画提案公募要領** |

大阪府内市町村では、DX推進における課題として、人的不足スキル不足が挙げられており、特に高い専門性を有する外部人材は全国的にも限られているため、府内市町村に満足に配置することが困難な状況となっています。

大阪府及び府内市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（以下「GovTech大阪」という。）では、高い専門性を有する外部人材を確保し、各自治体の人的・財政的負担をおさえながら、質の高いDXを広域的に実現することを目的として、外部人材による支援プランの共同調達を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　業務の概要**

(1)業務名

　　　大阪版デジタル人材シェアリング業務

(2)共同調達に参加する団体（以下「参加団体」という。）

　　別紙仕様書のとおり

　(3) 委託上限額

別紙仕様書のとおり

**２　スケジュール**

　　　令和５年４月26日（水）　公募開始

　　　令和５年５月10日（水） 質問受付締切

　　　令和５年５月29日（月）　提案書類提出締切

　　　令和５年６月７日（水） 選定委員会（プレゼンテーション審査）

　　　令和５年６月中旬頃　　　契約締結

　　　令和５年６月下旬頃　　　業務開始

　　　令和６年３月31日（日）　業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱及び参加団体の入札参加停止等の要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ　参加団体の暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けている者

(8) 府又は参加団体を当事者の一方とする契約（府又は参加団体以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府又は参加団体が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和５年４月26日（水）午前10時から令和５年５月29日（月）午後４時まで

　　　　企業名、連絡先を明記のうえ、以下の請求先へ電子メールで請求してください。

　　　　請求先：govtechosaka@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　イ　受付期間

　　　　令和５年５月15日（月）から令和５年５月29日（月）まで

　　　　※令和５年５月29日（月）必着

ウ　提出方法

　　書類は必ず下記送付先に郵送してください。（持参による提出は認めません。）

**〇送付先**

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１丁目１４－１６　大阪府咲洲庁舎３４階

大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（GovTech大阪）

（事務局：大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村DXグループ）

エ　費用負担

　　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

　　応募書類は、別添「仕様書」を確認したうえで作成し、以下の応募書類アからカの全てをとじた正本１部、応募書類イ及びウのみをとじた副本８部、応募書類アからエまでを記録した電子媒体（DVD-R等）２枚を提出してください。

　　審査の際の匿名性を担保するため、応募書類イの企画提案書の記載にあたっては、様式２の「応募事業者名」欄以外に企業名や企業ロゴ等、提案者を特定できる文言を使用することを禁じます。該当があれば事務局にて黒塗り処理を行うため、見栄えが悪化する点に留意ください。

　※デジタル人材の経歴等については、企業名を明記せず、「コンサル事業者」や「政令市」等の記載としてください。なお、再委託及び再々委託が発生する場合は、提案事業者と異なることが分かるように、「関連法人」と示してください。

ア　応募申込書（様式１：正本１部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本８部）

　　ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本８部）

　　エ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式４：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式５：１部）
3. 委任状（様式６：１部）

④使用印鑑届（様式７：１部）

オ　誓約書（参加資格関係）（様式８：１部）

　　カ　誓約書（暴力団排除条例）（様式９：１部）

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はモノクロ（白黒）、カラーのどちらでも可とします。

　　ウ　応募書類は原則両面印刷とし、ページ番号を付番するなど審査のしやすい構成としてください。

　　エ　応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（DVD－R等）での提出もお願いします。

　　オ　正本のファイルの表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「大阪版デジタル人材シェアリング業務」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　　　※副本のファイルは、企業名や企業ロゴ等、提案書を特定できる文言の使用を禁じます。

　　カ　企画提案書の上限は90ページ（様式２、表紙、目次を除く。）とします。

キ　書類提出後の差し替えは認めません（GovTech大阪が補正等を求める場合を除く）。

　　ク　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和５年５月10日（水）午後５時まで

(2)　提出方法

　 　電子メール（アドレス：govtechosaka@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

イ　質問に対する回答は、令和５年５月15日（月）午前10時を予定しています。

質問への回答はGovTech大阪ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/digital\_gyosei/govtechosaka/index.html）に掲示し、個別には回答しません。

**６　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員及び参加団体の職員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。

ウ　プレゼンテーション審査では、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について提案事業者の担当者１名が説明を行ってください。

　　プレゼンテーション審査はオンラインでの開催を予定しております。提案事業者の担当者及びデジタル人材の方はオンライン（web会議システム）にて質疑応答してください。（オンライン接続用URLはGovTech大阪事務局にて準備いたします。最大８アカウントまで配付させていただきます。なお、多数接続いただいた場合、混線等の音声トラブルの発生も考えられますので、すぐに調整できる体制を準備いただきますようお願いいたします。）

エ　プレゼンテーション審査は令和５年６月７日（水）を予定していますが、日程は変更になる可能性があります。確定した日程、時間及び場所（開催方法）は、事前に通知を行います。

オ　プレゼンテーション審査の時間は35分前後（準備時間を除く。）とし、確定した時間は事前に通知を行います。

カ　審査の結果、最優秀提案者の品質点が５割を下回る場合（５割未満の場合）採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　キ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 品質点：基本的事項に関する提案 | | |
| ア.基本的な考え方 | ・本業務の趣旨を理解し、業務目的及び内容並びに政府及び地方公共団体等の動向に関する知識が十分にあるか。  　※仕様書「３業務背景及び目的」、総務省のデジタル人材の確保・育成に向けた方針、自治体DX推進手順書改定版等を中心に審査  ・後乗り団体支援等の有効的な提案がされているか。  　※仕様書「11その他提案を求める事項」を参照 | 10点 |
| イ.推進体制 | ・デジタル人材を中心に、市町村調整や質疑対応要員等として補佐人材を設置する等のサポート体制が十分なものであるか。  ・実現可能性及び効果の高いスケジュール設定となっているか。  　※仕様書「６業務内容」及び「10スケジュール」を参照  ・効果的な業務報告及び成果物等の提案となっているか。  　※仕様書「７業務報告」及び「８成果物等」を参照 | 20点 |
| ウ.支援手法 | ・１回あたり最低２時間以上かつ、全12回のうち最低４回は訪問支援可能か。（支援時間、訪問回数により加点）  ・参加団体のニーズに応じて対応調整可能か。  　※仕様書「６業務内容」を参照 | 20点 |
| 品質点：各支援プランに関する提案 | | |
| エ.公務員基礎能力向上・サービスデザイン思考支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・公務員に必要な基礎能力を具体に定義し、「自治体DX全体手順書【第2.1版】」におけるサービスデザイン思考等を十分に理解した、効果的な支援内容となっているか。  ・全庁職員向けや個別職員向け等、参加団体のニーズに応じた支援が可能か。 | 20点 |
| オ.自治体システム標準化対応支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、基幹系システム等を含めて市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」や「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」等を十分に理解するとともに、国や地方公共団体の動向等の情報収集を行い、参加団体の移行計画等にそった効果的な支援内容となっているか。  ・庁内関係部署や現行ベンダー等との調整対応が可能か。 | 20点 |
| カ.行政手続きのオンライン化支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第2.0版】」等を十分に理解するとともに、地方公共団体のオンライン化状況や好事例等の情報収集を行い、参加団体のニーズにそった効果的な支援となっているか。 | 20点 |
| キ.セキュリティポリシー改定等支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を十分に理解し、効果的な改定及び実行支援となっているか。  ・成果物として、標準実施手順書等の作成が可能か。  ・個人情報の保有安全管理措置の策定に係る方針等を十分に理解し、効果的な策定及び実行支援となっているか。  ・自己点検について効果的な支援となっているか。 | 20点 |
| ク. DX推進計画実行等支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・地方公共団体等の参考情報を収集し、計画案等に対して効果的な助言や実行支援が可能か。  ・参加団体のニーズに応じて、庁内関係部署等への説明対応が可能か。 | 20点 |
| ケ.BPR支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・先端技術の最新情報や地方公共団体の好事例収集を行い、効果的かつ費用対効果の高い解決策が提示できるような工夫が具体的に提案されているか。 | 20点 |
| コ.システム関連費用精査・システム更改助言支援プラン | ・デジタル人材は支援内容について、十分な知見及びノウハウを有しており、市町村事務を理解しているか。過去の実績もあわせて審査。  ・地方公共団体等におけるシステム関連費用精査業務に知見があり、過去の実例をもって効率的に年30件程度のシステム費用精査対応が可能か。 | 20点 |
| 価格点 | | |
| サ.価格点 | 価格点の算定式（例）  満点（20点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 20点 |
| 合　　　計 | | 210点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をGovTech大阪ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/digital\_gyosei/govtechosaka/index.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　　オ　特定の有償システムやツールの導入を前提とした提案を行うこと。

　カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

　キ　明らかに仕様を満たさない場合

**７　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と参加団体との間で協議を行い、契約を締結します。

(2)　採択された提案（プレゼンテーション審査を含む。）については、採択後に参加団体と協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

　(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱及び参加団体の入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　大阪府又は参加団体を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、参加団体の規定に基づき、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

**８　その他**

(1)　応募提案にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

(2)　公募開始後に追加資料や周知事項が発生した場合は、GovTech大阪ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/digital\_gyosei/govtechosaka/index.html）において公表します。

**〇本業務に関する問合せ先**

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１－14－16（咲洲庁舎34階）

大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（GovTech大阪）

（事務局：大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村DXグループ）

電話番号　０６－６２１０－９０９７